

県本部各部署長 殿  
県下各警察署長

通達区分	一般通達
有効期間	5年（令和12年3月31日まで）

宮本交企第321号  
宮本規第189号  
宮本指第251号  
宮本免第313号  
宮本交機第239号  
宮本地第293号  
令和7年3月19日  
交通部 長

重大交通事故の再発防止に向けた現場検証実施要領の改正について（通達）

重大交通事故の再発防止に向けた現場検証の実施については、「重大交通事故の再発防止に向けた現場検証実施要綱の制定について（通達）」（平成31年3月6日付け宮本交企第256号）により運用してきたところであるが、別添のとおり重大交通事故の再発防止に向けた現場検証実施要領を改正したので通達する。

#### 記

#### 1 改正の概要

- (1) 安管事故の報告要領の重大交通事故発生に伴う招致指導結果について（報告）を廃止した。
- (2) 文言の修正その他の所要の整備を行った。

#### 2 施行期日

令和7年4月1日

## 重大交通事故の再発防止に向けた現場検証実施要領

### 1 趣旨

この要領は、「重大交通事故の再発防止に向けた現場検証実施要綱の制定について（通達）」（令和7年3月19日付け宮本交企第320号。以下「要綱」という。）に基づき、現場検証の実施に必要な細目事項を定める。

### 2 用語の定義

この要領における用語の定義は、要綱に定めるものを準拠する。

### 3 運用体制

#### (1) 現場検証班の編成

現場検証班の編成は別表のとおりとする。

#### (2) 現場検証に招致する関係機関・団体等

現場検証に招致する関係機関・団体等は別表のとおりとする。

### 4 現場検証の運用

#### (1) 対象交通事故の選定及び現場検証班の派遣

ア 現場検証班長（以下「検証班長」という。）は、重大交通事故抑止諸対策を検討する必要があると認められる交通死亡事故を抽出して、現場検証運用責任者（以下「運用責任者」という。）に報告すること。

イ 運用責任者は、検証班長の報告に基づき、現場検証の必要性を判断のうえ、検証班長をして現場検証班を編成し、これを派遣すること。

#### (2) 現場検証の実施日程

検証班長は、当該交通事故発生地を管轄する警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）と協議の上、現場検証の実施日程を決定すること。

#### (3) 関係機関・団体等の招致

警察署長等は、上記3(2)に基づき現場検証に招致する必要がある関係機関・団体等を選定し、これと連絡調整を図り、現場検証の参加について要請すること。

#### (4) 現場検証における検討事項等

##### ア 横断歩行者事故

交通安全教育、交通安全広報、交通環境対策及び交通指導取締りの観点から再発防止策を検討すること。

##### イ 自転車事故

交通安全教育、交通安全広報、交通環境対策及び交通指導取締りの観点から再発防止策を検討すること。

##### ウ 安管事故

交通安全教育、交通安全広報、交通環境対策等の観点から再発防止策を検討するとともに、当該安全運転管理者選任事業所における安全運転管理状況を調査して問題点を抽出し、当該安全運転管理者に対して、今後の安全運転管理業

務に関する必要な指導を行うこと。

エ 初心運転者事故

(ア) 交通安全教育、交通安全広報、交通環境対策等の観点から再発防止策を検討すること。

(イ) 指定自動車教習所（以下「教習所」という。）における当該事故当事者の教習状況を調査して問題点を抽出するとともに、当該事故の原因及び交通事故防止上の教訓を把握・収集するなどして、当該教習所の管理者または技能検定員（以下「教習所管理者等」という。）に対して、同教習所における今後の教習に関する必要な指導を行うこと。また、これを全ての教習所における教習内容の充実に活用することについても検討すること。

オ 高齢運転者事故

高齢者講習制度をはじめとした高齢運転者教育、交通安全広報、交通環境対策の検討及び今後の高齢運転者施策等に反映すべき点について検討すること。

カ 二輪車事故

二輪車利用者に対する交通安全教育、交通安全広報、交通環境対策及び交通指導取締りの観点から再発防止策を検討すること。

キ 通学路事故

児童・生徒の通学時における交通の安全確保、児童・生徒に対する交通安全教育、交通安全広報、交通環境対策及び交通指導取締りの観点から再発防止策を検討すること。

(5) 現場検証の総括

検証班長は、現場検証で行われた検討事項を総括し、参加者に対して重大交通事故抑止上必要な対策等について指導・助言又は要請を行うこと。

5 報告要領

(1) 現場検証実施結果の報告要領

現場検証実施結果の報告要領については、要綱に定めるところによる。

(2) 安管事故の報告要領

安管事故の現場検証実施結果の報告は、上記5(1)によるほか、現場検証の実施に際して招致した安全運転管理者に対し、当該事業所における今後の安全運転管理の在り方及び同種事故の再発防止対策について別記様式第1号により交通部長に報告を求めること。

(3) 初心運転者事故の報告要領

初心運転者事故の現場検証実施結果は、上記5(1)によるほか、現場検証の実施に際して招致した教習所管理者等に対し、学科・技能教習又は技能検定及び運転適性検査の実施に反映すべき問題点・対策について、交通部長に報告を求めること。

6 招致指導実施上の留意事項

現場検証における安全運転管理者及び教習所管理者等に対する指導に当たっては、

次の事項に留意すること。

- (1) 行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号）第30条の規定を踏まえ、関係者の理解と協力を得て行うこと。
- (2) 関係者から行政手続条例第33条第3項の規定による書面の交付を求められたときは、できる限り速やかに別記様式第2号の書面を交付すること。
- (3) 個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）第8条の規定を踏まえ、個人情報の利用及び提供方法について配慮すること。

## 7 その他

- (1) 検証班長は、当該現場における現場検証の実施にあたり、招致した関係者を含め参加者全体の受傷事故防止に関して必要な措置を講じること。
- (2) 警察署長等は、現場検証に参加する関係機関・団体等と事前に連絡・調整を図り、十分な理解と協力を得られるように配慮するとともに、事後も緊密な連携の保持に努め、対策の実効性を確保すること。
- (3) 警察署長等は、現場検証の結果を反映した重大交通事故抑止対策を推進すること。

別記様式第1号

宮城県警察本部交通部長 殿

年 月 日  
事業所代表者

印

安全運転管理状況及び重大交通事故発生等に伴う今後の対策について（報告）

<p>1 重大交通事故（飲酒運転違反）</p> <p>(1) 発生（違反）日時 年 月 日 午前・後 時 分ころ</p> <p>(2) 発生（違反）場所</p>
<p>2 事業所の概要</p> <p>(1) 事業所名</p> <p>電話</p> <p>(2) 所在地</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>(4) 従業員数 人 内運転者数 人</p> <p>(5) 保有車両 合計 台</p> <p>(6) 安全運転管理者</p>
<p>3 安全運転管理状況（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の10関係）</p> <p>※ 記載に当たっては重大交通事故、飲酒運転違反、事業内容等に応じて適宜該当する項目について記載すること。</p> <p>(1) 法、法に基づく命令及び法に基づく処分の運転者による遵守の状況を把握するための措置を講ずること。</p> <p>○ 取組状況</p>

(2) 無免許運転、飲酒運転、速度違反、過積載行為、過労運転、放置駐車行為等の防止その他安全な運転の確保に留意して、自動車の運行計画を作成すること。

○ 取組状況

(3) 運転者が長距離又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。

○ 取組状況

(4) 異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他安全な運転の確保を図るための措置を講ずること。

○ 取組状況

(5) これから運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。

○ 取組状況

(6) 運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること。

○ 取組状況

(7) 運転者に対し、自動車の運転に関する適性、技能、知識その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導を行うこと。

○ 取組状況

#### 4 今後の対策

#### 5 その他

注 資料等がある場合は、添付すること。

別記様式第2号

年 月 日

様

宮城県警察本部交通部交通企画課長 印

指 導 の 趣 旨	
指 導 の 内 容	

別表

## 現場検証班編成及び招致する関係機関・団体等一覧

対象事故形態	現場検証班編成	招致する関係機関・団体等
横断歩行者事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通企画課課長補佐</li> <li>・ 交通規制課課長補佐</li> <li>・ 交通指導課課長補佐</li> <li>・ 管轄警察署交通課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体交通安全関係担当者</li> <li>・ 道路管理者</li> <li>・ 地域の交通ボランティア代表等</li> <li>・ その他必要と認められる者</li> </ul>
自転車事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通企画課課長補佐</li> <li>・ 交通規制課課長補佐</li> <li>・ 管轄警察署交通課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体交通安全関係担当者</li> <li>・ 道路管理者</li> <li>・ 地域の交通ボランティア代表等</li> <li>・ その他必要と認められる者</li> </ul>
安管事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通企画課課長補佐</li> <li>・ 管轄警察署交通課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体交通安全関係担当者</li> <li>・ 道路管理者</li> <li>・ 第1当事者が所属する事業所安全運転管理者</li> <li>・ その他必要と認められる者</li> </ul>
初心運転者事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通企画課課長補佐</li> <li>・ 運転免許課課長補佐</li> <li>・ 管轄警察署交通課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体交通安全関係担当者</li> <li>・ 道路管理者</li> <li>・ 第1当事者が卒業した指定自動車教習所の管理者または技能検定員</li> <li>・ その他必要と認められる者</li> </ul>
高齢運転者事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通企画課課長補佐</li> <li>・ 交通規制課課長補佐</li> <li>・ 運転免許課課長補佐</li> <li>・ 管轄警察署交通課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体交通安全関係担当者</li> <li>・ 道路管理者</li> <li>・ 地域の交通ボランティア代表等</li> <li>・ その他必要と認められる者</li> </ul>
二輪車事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通企画課課長補佐</li> <li>・ 交通指導課課長補佐</li> <li>・ 交通規制課課長補佐</li> <li>・ 交通機動隊隊長補佐</li> <li>・ 管轄警察署交通課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体交通安全関係担当者</li> <li>・ 道路管理者</li> <li>・ その他必要と認められる者</li> </ul>
通学路事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通企画課課長補佐</li> <li>・ 交通規制課課長補佐</li> <li>・ 交通指導課課長補佐</li> <li>・ 管轄警察署交通課長</li> <li>・ 管轄交番(駐在)所長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体交通安全関係担当者</li> <li>・ 道路管理者</li> <li>・ 自治体教育委員会担当者</li> <li>・ 当該児童・生徒が通学する学校の長</li> <li>・ 地域の交通ボランティア代表等</li> <li>・ その他必要と認められる者</li> </ul>

注：発生場所が高速道路の場合、警察署交通課長を高速道路交通警察隊隊長補佐と読み替える